

## 吹田市障がい者入院時コミュニケーション支援事業のご案内

吹田市では、新たに障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業の意思疎通支援事業として、入院時コミュニケーション支援事業を開始します。この事業は、意思疎通に支援が必要な場合にコミュニケーション支援員を入院先に派遣し、医療機関スタッフとご本人との円滑なコミュニケーションを支援するものです。

### 1 事業の目的

意思疎通が困難な障がい者が入院時(※)において、医療機関スタッフとの意思疎通が十分に図れない場合に、本人との意思疎通に熟達した者をコミュニケーション支援員として派遣することにより、安心して医療を受けられる環境を確保することを目的とします。

(※) 精神科への入院の場合は対象外となります。

### 2 利用対象者

吹田市在住(※)の18歳以上の障がい者で次の全てにあてはまる方

- (1) 心身の障がいにより意思の伝達が困難な方
- (2) 吹田市の支給決定を受けて障がい福祉サービス事業(療養介護事業を除く)を現に利用している方、又は地域生活支援事業のうち移動支援事業及び日中一時支援事業を現に利用している方

(※) 吹田市の支給決定を受けて、市外において施設入所支援及び共同生活援助を利用し

ている方を含みます。

(3) 障がい支援区分認定のために聴き取る認定調査項目におけるコミュニケーション等に

関連する項目のうち、以下の項目のいずれかに該当する方

・ 3-3 コミュニケーションについて

① 特定の者であればコミュニケーションできる

② 独自の方法でコミュニケーションできる

※独自の方法(本人独特のジェスチャーや仕草)でコミュニケーションする場合

※重度肢体不自由のため、まばたき等でコミュニケーションする場合

③ コミュニケーションできない

・ 3-4 説明の理解について

① 理解できない

② 理解できているか判断できない

### 3 コミュニケーション支援員の業務

(1) 入院時にご本人と医師や看護師等との円滑な意思疎通のため、診察時や病室等で

ご本人の主訴等を伝えるなどの支援を行います。

(例)

・ 入院時の説明、聞き取りの際の意思疎通支援

・ 診療時や病室等で、利用者の主訴等を伝える意思疎通支援

・ 病院スタッフによる治療計画・入院計画の説明の際の意思疎通支援

・ 診察・処置・検査療養の説明、実施の際の意思疎通支援

・ 手術前後の説明、処置の際の意思疎通支援

- リハビリの説明、実施の際の意思疎通支援
- 退院後の治療・療養の説明の際の意思疎通支援
- 医療費制度・福祉保健制度の相談・説明の際の意思疎通支援
- その他の意思疎通支援

(2) 医師や看護師等に、ご本人との意思伝達を図る方法や訴え（サイン）などを伝え、医師や看護師等が支援できるように体制を整えます。

#### 4 支援に含まれないもの

医療機関の診療報酬の対象となる介護等は含まれません。

- 食事介助、トイレ介助、更衣介助、清拭介助等の身体介護
- 院内の移動における、支える、車椅子を押すなどの介助
- 診療報酬の対象となるサポートや、買い物の代行など
- 緊急手術となった場合の同意や転院の同意等、本人の代わりに意思決定を行うこと

#### 5 コミュニケーション支援を行う人

ご本人の日常の支援を行っている以下の事業等にかかる事業所職員が支援員となります。

- 障がい福祉サービス事業者（療養介護事業を除く）
- 特定相談支援事業者
- 移動支援事業及び日中一時支援事業を行う事業者

ぐたいれい  
具体例

(1) ホームヘルプ<sup>また</sup>又はガイドヘルプ<sup>じぎょうじゅうじしゃ</sup>事業<sup>ほんにん</sup>従事者<sup>しえんじっせき</sup>で、ご本人<sup>もの</sup>への支援実績がある者

(2) 本人<sup>ほんにん</sup>のサービス等<sup>とうりようけいかく</sup>利用<sup>さくせい</sup>計画<sup>とくていそうだんしえんじぎょうじよ</sup>を作成<sup>そうだんしえんせんもんいん</sup>している特定相談支援事業所の相談支援専門員

(3) 日中<sup>にっちゅうかつどうさき</sup>活動<sup>しえんいん</sup>先の支援員

(4) グループホーム<sup>せいかつしえんいんとう</sup>の生活支援員等

## 6 利用時間数<sup>りようじかんすう</sup>

原則<sup>げんそく</sup>1日<sup>いちにち</sup>当たり<sup>りようかいすう</sup>5時間<sup>りようじかんすう</sup>、1月<sup>ひとつきあ</sup>当たり<sup>じかん</sup>60時間<sup>いぬい</sup>以内<sup>いぬい</sup>とします。

(1日の利用回数<sup>いちにち</sup>、利用時間数<sup>りようかいすう</sup>に制限<sup>りようじかんすう</sup>はありません)

## 7 利用者負担額<sup>りようしゃふたんがく</sup>

無料<sup>むりよう</sup>

※入院<sup>にゅういんさき</sup>先<sup>しがい</sup>が市外<sup>びょういん</sup>の病院<sup>ぼあい</sup>の場合は、支援員派遣<sup>しえんいんはけん</sup>の交通費<sup>こうつうひ</sup>が実費負担<sup>じつぴふたん</sup>となる場合<sup>ぼあい</sup>があります。

## 8 利用手続きの流れ<sup>りようてつづ</sup>

(1) 普段<sup>ふだん</sup>利用<sup>りよう</sup>している事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>・通所施設<sup>つうしよしせつとう</sup>等にコミュニケーション支援員<sup>しえんいん</sup>として派遣<sup>はけん</sup>をお願い<sup>ねが</sup>いできるか確認<sup>かくにん</sup>し、承諾<sup>しょうたく</sup>をもらってください。承諾<sup>しょうたく</sup>を得<sup>え</sup>られたら、吹田市<sup>すいたし</sup>へ「吹田市<sup>すいたし</sup>

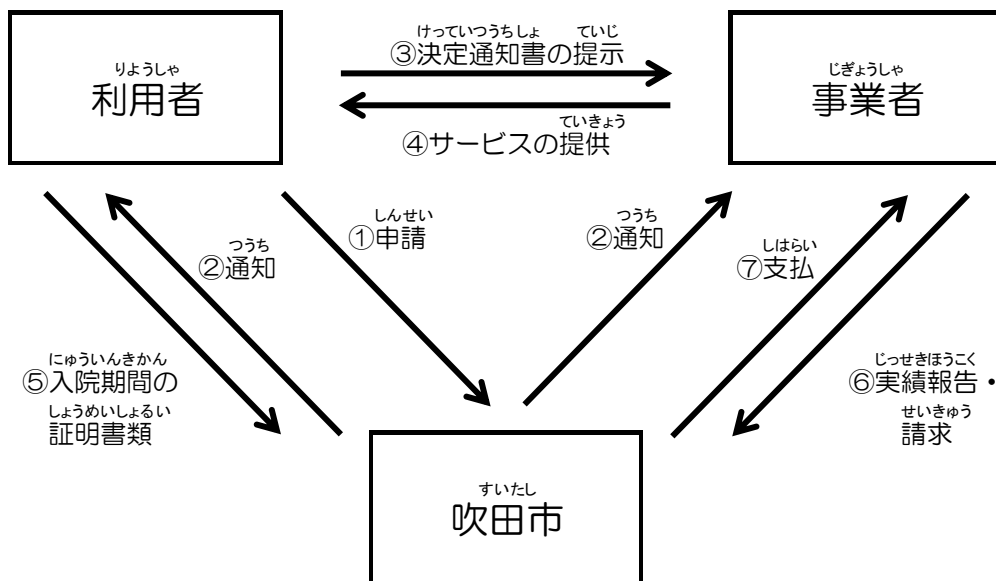
障害者<sup>しょうがいしゃ</sup>入院<sup>にゅういん</sup>時<sup>じ</sup>コミュニケーション支援事業<sup>しえんじぎょう</sup>利用<sup>りよう</sup>申請書<sup>しんせいしよ</sup>」を提出<sup>ていしゆつ</sup>します。

(2) 吹田市<sup>すいたし</sup>は、対象者<sup>たいしょうしゃ</sup>であるか否か<sup>いな</sup>を決定<sup>けつてい</sup>し、利用者<sup>りようしゃ</sup>に「吹田市<sup>すいたし</sup>障害者<sup>しょうがいしゃ</sup>入院<sup>にゅういん</sup>時<sup>じ</sup>コミュニケーション支援事業<sup>しえんじぎょう</sup>利用<sup>りよう</sup>決定<sup>けつてい</sup>通知書<sup>ちうちしよ</sup>」を、事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>へ「吹田市<sup>すいたし</sup>障害者<sup>しょうがいしゃ</sup>入院<sup>にゅういん</sup>時<sup>じ</sup>コミュニケーション支援事業<sup>しえんじぎょう</sup>者<sup>しや</sup>登録<sup>とうろく</sup>通知書<sup>ちうちしよ</sup>」を送付<sup>そうふ</sup>します。

(3) 利用者<sup>りようしゃ</sup>は、(2)の利用<sup>りよう</sup>決定<sup>けつてい</sup>通知書<sup>ちうちしよ</sup>を登録<sup>とうろく</sup>事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>に提示<sup>ていじ</sup>し、事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>にサービス提供<sup>ていきよう</sup>の依頼<sup>いらい</sup>をします。

- (4) 事業者は、ご本人や家族の希望を踏まえたうえで医師や看護師等とも相談し、支援時間を計画し、支給量の範囲内でサービスの提供を行います。
- (5) 利用者は入院期間を証明する書類を取得次第、吹田市へ提出します。
- (6) 事業者は、サービス提供終了後、概ね2週間以内に、吹田市へ実績報告書及び請求書を提出します。
- (7) 吹田市は、請求内容を審査し、事業者への支払を行います。

（利用の流れ）



（問い合わせ先）

吹田市福祉部 障がい福祉室

電話 06-6384-1231（代表）内線2574

06-6384-1348（直通）

FAX 06-6385-1031